

道路・下水維持補修業務委託特記仕様書

第1章 総 則

第1条 （適用）

- 1) この特記仕様書は、千葉市土木工事共通仕様書（以下〔共通仕様書〕という。）でいう特記仕様書で、本委託業務（以下〔業務〕という。）の施工に適用する。
- 2) この業務の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 3) この業務の設計図書に定めのない工事関係書類は、土木工事書類作成マニュアルによる。
- 4) この特記仕様書に記載している要綱、要領、基準書等は最新のものによる。

第2条 （目的）

本業務は、道路、公共下水道及び一般排水路を常に良好な状態に保ち、一般交通並びに下水道の排水機能に支障を及ぼさないようにするため、昼夜間 24 時間における緊急対応を含む迅速かつ適切な維持補修を行うことを目的とする。

第3条 （監督職員）

- 1) 監督職員とは、契約書第9条の規定による者であり、総括監督員、主任監督員、及び監督員とする。
- 2) 本業務の監督職員は、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

第4条 （諸法規の遵守）

本業務の履行にあたり、契約書、共通仕様書、本特記仕様書等及び関係諸法規を遵守して業務を円滑に実施するものとする。

第2章 業務内容

第5条 （業務の概要）

- 1) 舗装補修
表面処理、局部打換、パッチング、切削等
- 2) 歩道補修
表面処理、局部打換、パッチング等

3) 道路排水施設補修

U字溝、L型街渠、集水桝等の補修等

4) 道路陥没応急処置

掘削から仮復旧までの応急処置

5) 路肩補修

法面補修等

6) 下水道排水施設補修

公共下水道に係る本管補修・取付管補修・人孔調整他

7) 排水施設補修

一般排水に係る水路補修・本管補修・取付管補修・人孔調整他

8) その他

道路附帯施設の補修等（橋りょう、歩道橋、駅自由通路等）

9) 応急処理

道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業とし、主な作業は以下のとおりとする。

- (1) ポットホール処理（全天候型常温合材にて路面等の穴を埋める作業）
- (2) 排水溝等のゴミの除去
- (3) 路面上の油漏れ、土砂、ダンボール、凍結等の除去及び処理
- (4) 突発的に生じた事故及び災害による被害の処理
- (5) 異常気象に伴う作業
- (6) 緊急対応が必要な作業
- (7) その他、監督職員の指示した事項

第6条 （業務の指示）

- 1) 業務の指示は千葉市の発行する打合せ簿（指示）によるものとし、千葉市が定める履行期限までに業務を完了しなければならない。
- 2) 業務の詳細については打合せ簿（指示）に添付されている指示事項内訳書によるものとする。
- 3) 緊急の場合において、業務の指示は電話連絡によることもできることとし、後日、打合せ簿（指示）における手続きを行う。
- 4) 道路の維持管理上やむを得ない事情により、本業務の業務範囲外での緊急対応について監督職員から指示があった場合には、現場対応をすること。
- 5) 業務の指示に変更が生じた場合は、千葉市が変更内容を明示した打合せ簿（指示）を発行する。

第7条 （緊急時の対応）

- 1) 契約後直ちに、緊急時の体制及び対応方法について示した書面を提出すること。
- 2) 緊急時（夜間を含む）において、作業車1台以上及び2名以上の作業員を確保

し、2時間以内に現場に急行し作業を開始すること。

- 3) 下記の時間においては、「千葉市道路緊急ダイヤル対応業務委託（長期継続契約）（その2）」の受託者（セコム株式会社）から対応指示が伝えられることとしているため、対応指示が伝えられた際には、速やかに対応すること。

平日、土日・休日、年始年末 17:00 ～ 9:00（翌日）

第8条 （完了の確認）

指示に伴う作業が完了したときは遅延なく打合せ簿で報告（10日以内）するとともに、監督職員の立会もしくは業務書類（作業写真、出来形調書等）の提出をもって、完了の確認を受けるものとする。

第9条 （作業内容）

- 1) 当初予定している作業内容は、内訳一覧表（別紙－1）のとおりとする。
- 2) 内訳一覧表（別紙－1）は、変更により追加となる可能性がある作業内容も含むものとし、この一覧表の代表工種に対する係数で示した単価で変更契約するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 内訳一覧表（別紙－1）にない作業内容が追加となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 作業日、作業場所、作業内容は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。

第10条 （施工管理）

- 1) 本業務の施工管理は、千葉市土木工事施工管理基準及び規格値に準じるものとする。
- 2) 本業務の写真管理は、千葉市土木工事写真管理基準に準じるものとする。

第11条 （施工中現場への安全パトロールについて）

工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び土木部事故防止巡回班規約に基づく、土木部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力するものとし、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

第12条 （建設副産物の処理及び再生資材の利用）

- 1) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。
- 2) 建設廃棄物、建設発生土及び建設汚泥の処理施設については、監督職員と協議すること。

第13条 （工事中の安全確保）

- 1) 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき適切な交通管理及び標示施設の設置を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 工事の施工に際し地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合を行い事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 4) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 5) 施工にあたっては、千葉県建設工事等安全対策委員会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
- 6) 緊急作業等において、電線等に接触している障害物等の除去作業が発生し、受注者自ら実施することが困難な場合、受注者は監督員に電線管理者等の技術員の派遣を要請し、技術員の到着後、同技術員の指示に基づき、除去等を実施するものとする。

なお、同技術員の指示による作業については管理者が責を負うが、受注者が同技術員の指示に従わず、独自に作業を実施した場合はこの限りではない。

第14条 （交通誘導員の配置）

配置する交通誘導員については、現場条件により（交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づく等）必要人員を配置するものとする。

ただし、認定路線(千葉県公安委員会告示第32条による告示)における作業では一級又は二級の検定合格警備員を1人以上配置すること。（認定路線以外であっても交通管理者と協議の上、必要に応じ有資格者の配置を行うこと。）

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

第15条 （過積載による違法運行の防止）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積込まず、また積込ませないこと。
- 2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積込まず、また積込ませないこと。
- 3) 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又は、さし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講

ずること。

- 5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

第16条 （環境対策）

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、次によらなければならない。

- 1) 使用する建設機械は、低騒音・低振動建設機械に認定された機種によるものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
- 2) 舗装版切断作業は、騒音防止を施した機械を用い、舗装版切断作業時に発生する濁水は、中間処理施設へ運搬し処理するものとする。（現場条件及び工法等により濁水の回収が困難な場合は、監督職員と協議するものとする）取壊し作業は、破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。また、取壊材の二次破砕作業を現場内で行わないこと。

第17条 （防振ゴム等の品質確保）

東洋ゴム化工品（株）及びニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。

第18条 （工事現場管理）

- 1) 工事管理区域の明示を現地で実施し、工事区間の塀等に破損のある場合は事前調査及びその規模等を写真で記録し、これを所有者等に報告確認を得ること。
 - 2) 掘削時、塀等がある場合はその構造を十分に調査し、施工の安全性と事故防止に努めること。
 - 3) 地元住民に対しては、必ず作業内容、作業スケジュール等を十分に説明し理解を得てから工事着手すること。
 - 4) 現場においては、現場代理人に限らず作業を行う者全てが、工事内容を正確に把握し、住民に対し誠意をもって対応すること。
- また、常に現場の整理整頓に努めることとする。

第19条 （苦情等の処理）

工事中沿道住民等より苦情又は、意見等があった時は丁寧に應對し、ただちに監督職員に報告すると共に、適切な措置をとらなければならない。

第20条 （履行期間）

履行期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日迄とする。

第 2 1 条 （標示板設置）

工事現場の起終点には、別紙ー 2 に示す標示板を設置するものとする。

第 2 2 条 （道路使用許可申請及び許可条件の遵守）

道路使用許可申請には、工事車両の配置を考慮した規制図を添付し、待機車両についても工事区域外に路上駐車をさせないこと。また、道路使用許可条件は必ず遵守すること。やむを得ず許可時間を超える作業となる場合は、監督職員及び所轄警察署へ連絡すること。

第 2 3 条 （私有地の無断駐車等禁止）

工事で使用する車両について、民地に駐車する場合は、必ず許可を取るものとし、一時的であれ無断で民地に駐車しないこと。また、資材の仮置き用地等についても同様とする。

第 2 4 条 （適切な施工）

- 1) 工事施工に際し、工事箇所をバリケード等で囲うとともに、交通誘導員に対し、車両及び歩行者の安全に十分配慮するよう指導を徹底すること。
- 2) 舗装工及び塗装工（防水工を含む）の施工については、作業当日の天気予報を注視し、雨天予報時は原則作業を禁止とする。
- 3) 区画線の施工については、ニーダー車周辺に柵などで立入防止を実施するとともに、対応可能な受注者社員を臨場させ、第三者被害を防止すること。

第 2 5 条 （グレーチング蓋）

グレーチング蓋は、別紙ー 3 のとおり千葉市仕様とし、白色塗装を施すものとする。

第 2 6 条 （デジタル工事写真）

本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。実施に際しては、別紙「デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書」によるものとする。

第 2 7 条 （集中豪雨等に対する対策）

- 1) 大雨等に関する気象情報等により、相当の降雨が事前に予想される場合は、原則として当日の作業を中止すること。
- 2) 気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について作業現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。
- 3) 集中豪雨が発生した際の下水道管渠内作業員の退避行動（情報の伝達体制等を

含む)について、事前に書面で提出すること。

- 4) 集中豪雨等の対応の安全管理対策を十分に検討し、「天候の急変」「大雨注意報」「大雨警報」が発表されたときの体制について監督職員へ書面で提出すること。
- 5) 豪雨時のリアルタイムの情報としては、千葉市ホームページの「ちばし安全・安心メール」を使用することとする。また、施工監督・代理人等は、携帯電話等を登録し、降雨時の情報及び警報・注意報などの気象情報を取得すること。
(千葉市HP→防犯防災消防情報→ちばし安全・安心メールのこちらからへ)
- 6) 受注者は、上記により登録した「業者名」及び降雨時に「誰」が「何時何分」に「どのような情報を取得」、「どのような対応を行ったか」を監督職員等へ書面で報告すること。

第28条 (下水道工事等における安全管理)

受注者は、一般的事項として次の各号を遵守すること。

- 1) 公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」並びに「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じること。
- 2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- 3) 事故防止を図るため、安全管理を「施工計画書」に明示し、受注者の責任において実施すること。
- 4) 下水道のマンホール、管渠等(労働安全衛生法施行令第二十一条第九号(別表第六)に掲げる作業場)における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講ずるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について記録、保存するものとする。
 - 一 測定日時
 - 二 測定方法
 - 三 測定箇所
 - 四 測定条件
 - 五 測定結果
 - 六 測定を実施した者の氏名
 - 七 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

書式参考例

酸素及び硫化水素濃度等測定記録

				換 気	(前)・後
				圧 気 工 事	有・無
測定年月日	年 月 日	測定時間	〇〇:〇〇	測 定 者	〇〇 〇〇
測定場所	千葉市〇〇区〇〇			メッシュ. 人孔番号	〇〇〇
測定器名	〇〇〇〇〇				

測点口

測点イ

測点1

測点2

測点3

測点4

(垂直)

(水平)

測 点 1	イ	口	ハ
酸 素 濃 度 (%)	20.9	20.9	20.9
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)	0	0	0
可 燃 性 ガ ス (LEL)	0	0	0

測 点 2	イ	口	ハ
酸 素 濃 度 (%)	20.9	20.9	20.9
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)	0	0	0
可 燃 性 ガ ス (LEL)	0	0	0

測 点 3	イ	口	ハ
酸 素 濃 度 (%)	20.9	20.9	20.9
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)	0	0	0
可 燃 性 ガ ス (LEL)	0	0	0

(堆積物攪拌後)

測 点 4	イ	口	ハ
酸 素 濃 度 (%)	20.9	20.9	20.9
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)	0	0	0
可 燃 性 ガ ス (LEL)	0	0	0

(措置)

※委託業務についてもこの表を準用するものとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本業務で小黑板の電子化を行う場合は、契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル業務写真の小黑板情報電子化対象業務（以降、「対象業務」と称する）とすることができる。対象業務では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、小黑板の電子化の導入に必要な使用機器については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、業務着手前に、本業務での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル業務写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル業務写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、第1項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本業務の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第2項に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準

「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第3項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、業務完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや業務写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

説明看板の 標準様式

135mm



を

135mm 行っています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 9:00～17:00

電話・修繕部 〇〇〇〇〇〇

発注者 千葉市〇〇局 〇〇部〇〇課
電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

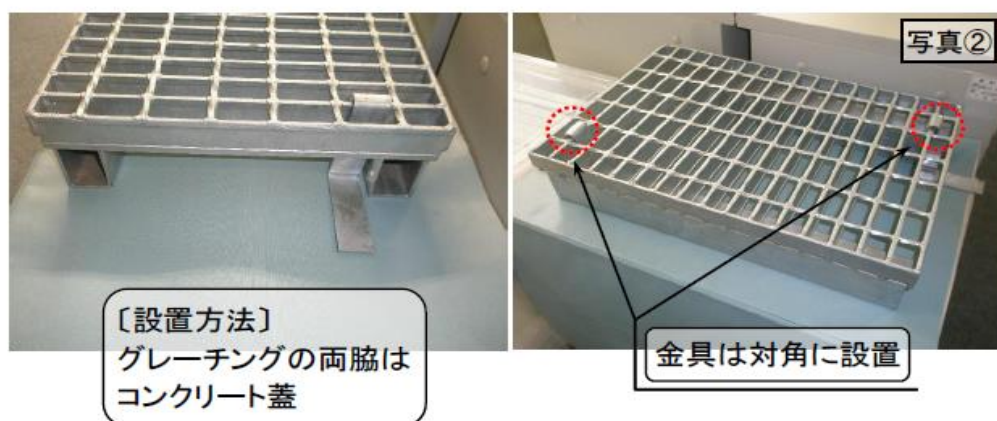
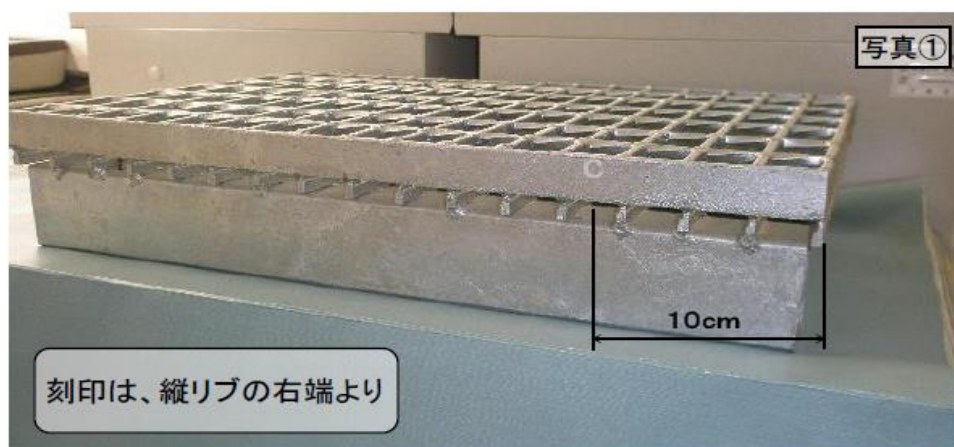
受注者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさは、縦・横135mmを目安とし、拡大・縮小する場合は文字が読み取れるサイズとする。
 ※ロゴマーク・キャッチコピーの位置は、上記を基本とする。
 ※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさは、必要に応じて、監督員と協議すること。

グレーチング千葉市仕様

千葉市仕様

1. アルファベット刻印
 - ・千葉市の「C」とする。サイズは8mm×8mmを基本とする。
 - ・刻印箇所には錆防止のため塗装すること。
2. 刻印の場所
 - ・縦リブ右端から10cmの位置とする。(写真①)
3. 盗難防止金具
 - ・1枚に対し2ヶ所設置する。(写真②)
4. グレーチング設置間隔
 - ・グレーチングの設置間隔は、20m@を基本とする。



白色塗装について

1. 白色塗装の箇所は参考写真（写真③）及び参考図（図1）の通り実施する。

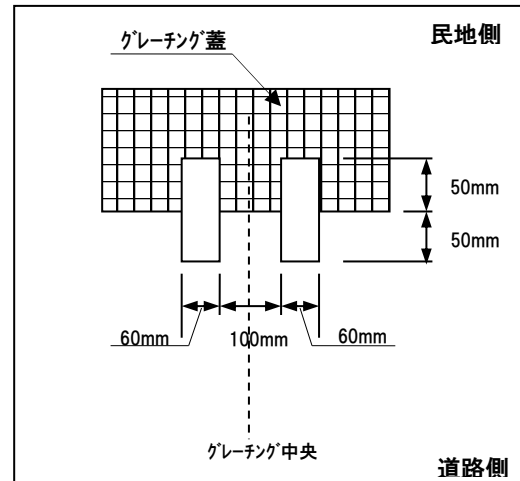


図1. 白色塗装寸法図